

事例から学ぶ 税務の核心

～ひたむきな税理士たちの研鑽会～

<第64回> 令和3年分確定申告と配偶者居住権に係る譲渡所得

大阪勉強会グループ 著

(濱田康宏・岡野訓・内藤忠大・白井一馬・村木慎吾)

〔前回(第63回)はNo.3686(令和4年1月10日号)に掲載いたしました。〕

今回は、令和3年分の所得税確定申告の注意点を確認するとともに、税理士試験でも出題され話題となった配偶者居住権に係る譲渡所得の計算を、実務家視点で確認してみることとする。

1 令和3年分

sample

sample

sample

内藤) まず、令和3

に注意すべきことを確認したいと思います。今年度初めて適用される項目は少ないような気がしますでしょうか。

濱田) 令和2年の基礎控除や給与所得控除などの金額変更のような、全納税者の所得計算に

関係する改正はありませんが、実務は少なから

ずあり、10万円控除など納税という場合は、3月15日が期限だと。

濱田) また、所得拡大促進税制などの優遇規定には期限内申告要件があるので、3月15日までに申告をする実務になるでしょうね。

内藤) レポートで、国税庁の「確定申告の手引」
誌上記事

sample

sample

sample

かの基準が変わる点に注意をしたいですね。

岡野) 今までは、申告要件のある特例は適用しないものとして所得・税額計算をし、申告納税額が発生するのであれば、たとえ還付がされる申告であっても3月15日が申告期限とされて

いました。それが、

申告義務がなくなり

白井) この還付のある特例は適用セリに昇ることは変わっていないですね。

、「退職所得のある方が確定申告書を提出する場合は、退職所得を含めて申告する必要があります。」との記載が追加された点ですね。

濱田) 分離課税とされる退職所得については、徴収不足がまず起こり得ず、確定申告をし

た、退職所得の金額から税引大で税引大の課税控除をする場合、所得控除額を退職所得の金額